

「情報通信技術の活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（仮称）案」等の概要について

1 背景・目的

これまでの法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法が前提となっていたことから、国では、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることを目的にアナログ規制の見直しを進めています。

国の取組を踏まえ、県においてもアナログ規制を見直し、デジタル技術の活用促進や県民の利便性の向上等を図るため、「情報通信技術の活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（仮称）」を制定し、秋田県港湾施設管理条例等の改正を予定しております。

2 条例等の名称

- ・ 情報通信技術の活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（仮称）
- ・ 情報通信技術の活用のための規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則（仮称）

3 条例等の内容

（１）書面掲示規制の見直し

指定管理者制度導入施設における利用料金の掲示について、利用料金を施設内の公衆の見やすいように掲示する現行の規定に加え、指定管理者のウェブサイトへの掲載を努力義務とする。

〔改正する条例等〕

- ・ 秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号）
- ・ あきた芸術劇場条例（昭和39年秋田県条例第3号）
- ・ 秋田県立都市公園条例（昭和50年秋田県条例第7号）
- ・ 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例（昭和51年秋田県条例第44号）
- ・ 秋田県営自然公園施設条例（昭和53年秋田県条例第5号）
- ・ 秋田県総合保健センター条例（昭和61年秋田県条例第34号）
- ・ 秋田県総合生活文化会館条例（平成元年秋田県条例第10号）
- ・ 秋田県金属鋳造研修技術センター条例（平成2年秋田県条例第50号）
- ・ 秋田県営観光レクリエーション施設条例（平成4年秋田県条例第36号）
- ・ 秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例（平成5年秋田県条例第35号）
- ・ 秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号）
- ・ 秋田県森林学習交流館条例（平成7年秋田県条例第15号）
- ・ 秋田県健康増進交流センター条例（平成9年秋田県条例第15号）
- ・ 秋田県立田沢湖スポーツセンター条例（平成10年秋田県条例第44号）

- ・秋田県青少年交流センター条例（平成11年秋田県条例第5号）
- ・秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例（平成11年秋田県条例第36号）
- ・秋田県産業振興プラザ条例（平成11年秋田県条例第79号）
- ・秋田県立男鹿水族館条例（平成15年秋田県条例第84号）
- ・秋田県社会福社会館条例（平成17年秋田県条例第62号）
- ・秋田県北部老人福祉総合エリア条例（平成17年秋田県条例第63号）
- ・秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例（平成17年秋田県条例第64号）
- ・秋田県南部老人福祉総合エリア条例（平成17年秋田県条例第65号）
- ・秋田県児童会館条例（平成17年秋田県条例第72号）
- ・秋田県田沢湖スキー場条例（平成18年秋田県条例第77号）
- ・秋田県自然体験活動センター条例（平成18年秋田県条例第86号）
- ・秋田県港湾施設管理条例施行規則（昭和34年秋田県規則第32号）
- ・秋田県立都市公園条例施行規則（昭和50年秋田県規則第18号）
- ・秋田県勤労身体障害者スポーツセンター管理規則（昭和51年秋田県規則第42号）
- ・秋田県営自然公園施設管理規則（昭和53年秋田県規則第19号）
- ・秋田県児童会館管理規則（昭和55年秋田県規則第12号）
- ・秋田県社会福社会館規則（昭和61年秋田県規則第37号）
- ・秋田県総合保健センター条例施行規則（昭和61年秋田県規則第38号）
- ・秋田県南部老人福祉総合エリア条例施行規則（昭和63年秋田県規則第26号）
- ・秋田県総合生活文化会館条例施行規則（平成元年秋田県規則第48号）
- ・秋田県金属鋳業研修技術センター条例施行規則（平成3年秋田県規則第1号）
- ・秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則（平成4年秋田県規則第21号）
- ・秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例施行規則（平成5年秋田県規則第35号）
- ・秋田県ふるさと村条例施行規則（平成5年秋田県規則第53号）
- ・秋田県森林学習交流館条例施行規則（平成7年秋田県規則第35号）
- ・秋田県健康増進交流センター管理規則（平成9年秋田県規則第82号）
- ・秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例施行規則（平成9年秋田県規則第86号）
- ・秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例施行規則（平成11年秋田県規則第30号）
- ・あきた芸術劇場条例施行規則（平成12年秋田県規則第34号）
- ・秋田県産業振興プラザ条例施行規則（平成12年秋田県規則第45号）
- ・秋田県立男鹿水族館条例施行規則（平成15年秋田県規則第82号）
- ・秋田県北部老人福祉総合エリア条例施行規則（平成18年秋田県規則第48号）
- ・秋田県田沢湖スキー場条例施行規則（平成19年秋田県規則第45号）
- ・スポーツに関する施設の管理に関する規則（平成22年秋田県規則第4号）

（２）特定の記録媒体を指定する規定の見直し

- ①「磁気ディスク」「シー・ディー・ロム」といった媒体名を特定の記録媒体を指定しない抽象的な規定（「電磁的記録媒体」）に見直す。

〔改正する規則〕

- ・ 秋田県屋外広告物条例施行規則（昭和49年秋田県規則第15号）
- ・ 特定非営利活動促進法施行細則（平成10年秋田県規則第81号）
- ・ 秋田県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年秋田県規則第6号）

②条例等又は法令の規定に基づき県の機関等が書類等又は電磁的記録を作成し、又は保存するに当たってクラウドサービス等の利用が可能な旨を明確化する。

〔改正する規則〕

- ・ 秋田県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年秋田県規則第6号）

4 条例等の施行予定日

令和7年4月1日